

【資料編】

1 第7期計画の成果指標・評価及び第8期計画の成果指標

第7期計画である「平塚市高齢者福祉計画（介護保険事業計画〔第7期〕）」において、基本施策及び施策で設定した成果指標と評価は、次のとおりです。

なお、本計画においても成果指標を設定した各施策等については令和4年度に目標値の達成状況を確認し、事業の効果について分析及び評価を行い、評価結果に関しては次期計画「平塚市高齢者福祉計画（介護保険事業計画〔第9期〕）」に反映させるよう努めます。

(1) 成果指標と評価

施策	目標	測定方法	28年度 現況	R1年度 目標	R1年度 実績	R4年度 目標
----	----	------	------------	------------	------------	------------

基本目標1 健康で生きがいに満ちた暮らし

1 健康長寿へのチャレンジ						
(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進	地域で手助けをしたい高齢者の割合を増やします。	「一般高齢者調査」 『手助けをした』	30.90%	33.20%	37.80%	42.70%
(2) 地域で取り組む健康長寿へのチャレンジ	健康チャレンジに取り組んでいる高齢者を増やします。	「一般高齢者調査」健康チャレンジに『取り組んでいる』	51.90%	54.40%	53.10%	58.10%
2 生涯現役社会における生きがいづくりの推進						
(1) 地域における高齢者の生きがい・健康づくり	ゆめクラブへの加入率を維持します。	各年4月1日現在の60歳以上の人数に対する会員数の割合	6.00%	6.00%	5.02%	5.02%
(2) 多様な働き方への支援	高齢者の就労率を増やします。	「一般高齢者調査」 『就業している』	29.80%	32.10%	32.60%	37.40%

施策	目標	測定方法	28年度 現況	R1年度 目標	R1年度 実績	R4年度 目標
----	----	------	------------	------------	------------	------------

基本目標2 住み慣れた地域で安心のある生活

1 地域ネットワークの充実						
(1) 高齢者よろず相談センターの機能強化	高齢者よろず相談センターの認知度を高めます。	「一般高齢者調査」 『知っている』	17.40%	19.40%	22.00%	25.60%
(2) 地域資源との連携強化	地域活動へ参加している高齢者の割合を増やします。	「一般高齢者調査」 『参加している』	21.10%	23.20%	17.10%	21.00%
2 医療・介護連携の推進						
医療機関との連携がうまく取れていると感じるケアマネジャーの割合を増やします。		「居宅介護支援事業所調査」 『医療機関との連携が取れている』	66.20%	75.00%	56.60%	66.50%
3 認知症支援策の推進						
認知症の方の対応方法や相談窓口を知っている高齢者を増やします。		「一般高齢者調査」 『知っている』	18.50%	20.50%	23.50%	28.00%
4 高齢者生活支援体制の構築						
(1) 生活の安心・安全確保	平塚市の高齢者福祉施策について、充実していると感じる高齢者を増やします。	「一般高齢者調査」 平塚市の高齢者福祉施策が『充実している』	25.60%	27.80%	24.60%	29.00%
(2) 要介護者及び家族介護者への支援	介護に負担や悩みを感じていない方を増やします。	「要介護認定者調査」 家族介護者が『負担や悩みを感じる』と回答していない人の割合	50.40%	54.60%	43.10%	48.00%
5 高齢者居住安定確保の推進						
(1) 良質な高齢者向け住まいの供給促進	多様な住まいの整備により、入所待機者数を減らします。	「特養入所希望者調査」 『今すぐに入所したい』と待機者実数から算出	122人	100人	152人	100人
(2) 高齢者が円滑に入居できる体制づくり	賃貸住宅に円滑に入居できる仕組みを構築します。	「一般高齢者調査」 不安に感じること『住まいに関する』と回答しなかった人の割合	—	—	86.10%	89.50%

施策	目標	測定方法	28年度 現況	R1年度 目標	R1年度 実績	R4年度 目標
----	----	------	------------	------------	------------	------------

基本目標3 いのちと権利を見守る地域社会

1 孤独死の防止に向けた取組みの充実						
(1) 見守り活動の推進	地域の中で「声かけ・見守り」をしたいと考えている高齢者の割合を増やします。	「一般高齢者調査」『手助けをしたい』とその内容『声かけ・見守り』から算出	13.50%	15.30%	17.10%	21.00%
2 権利擁護事業の充実						
(1) 日常生活を支える権利擁護事業の推進	成年後見制度を知っている方の割合を増やします。	「一般高齢者調査」『知っている』	40.30%	42.80%	40.80%	45.80%
(2) 高齢者虐待防止のための取組	高齢者虐待の通報先や相談窓口を知っている高齢者を増やします。	「一般高齢者調査」『知っている』	19.60%	21.60%	21.30%	25.60%
3 災害に対する取組の推進						
登録された避難行動要支援者の支援をする方を増やします。		—	—	—	—	—

施策	目標	測定方法	28年度 現況	R1年度 目標	R1年度 実績	R4年度 目標
----	----	------	------------	------------	------------	------------

基本目標4 人に寄り添う介護サービス

1 介護保険事業の円滑な実施						
(1) 情報提供の充実	介護保険サービスや事業者情報への認識や理解度を高めます。	「要介護認定者調査」今後利用してみたいと思うサービス『わかる』と回答した人（『わからない』以外と回答した人）の割合	94.50%	96.10%	95.00%	96.80%
(2) サービスの質の向上	介護保険サービスの満足度を向上させます。	「要介護認定者調査」『満足』（居宅サービス全般）	75.10%	88.20%	78.50%	82.50%
(3) 介護人材の確保及びスキルアップ	介護人材が確保・定着している事業所を増やし、人手不足を感じたことがない事業所を増やします。	「居宅介護支援事業所調査」『人手不足を感じたことがない』『あまり感じたことがない』	26.20%	35.10%	14.20%	21.90%
		事業所調査（令和4年新規実施予定） 『人手不足を感じたことがない』『あまり感じたことがない』	—	—	—	30.00%

※ 施策等については、本計画に基づき表記しています。

【介護人材需給推計】

(単位：人)

	介護職員数 (需要推計)	介護職員数 (供給推計)	介護職員数 (需要と供給の差)
令和2年 (2020年)	3,183	2,998	185
令和7年 (2025年)	3,743	3,093	650
令和12年 (2030年)	4,248	3,164	1,083
令和17年 (2035年)	4,528	3,222	1,306
令和22年 (2040年)	4,373	3,273	1,101

※ 株式会社日本総合研究所が配布した「介護人材の需給推計ワークシート」を利用

2 保険者機能強化推進交付金等に係る評価指標

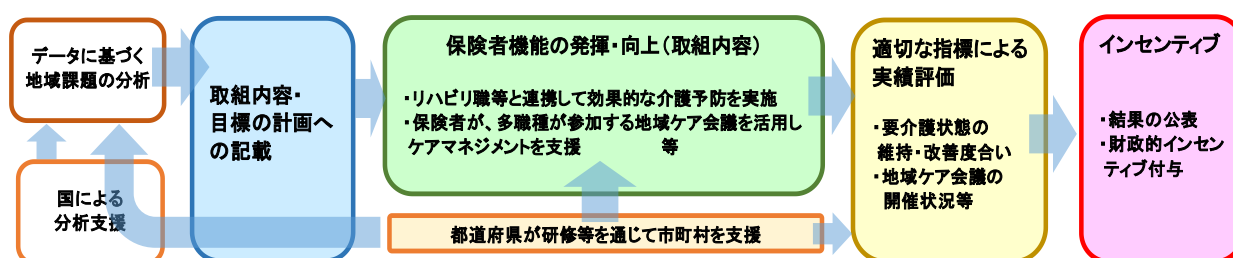
平成29年6月に公布された「地域包括ケアシステム強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」において、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取組や都道府県による保険者支援の取組が全国で実施されるよう、PDCAサイクルによる取組が制度化されました。

この一環として、自治体への財政的インセンティブとして、市町村や都道府県の様々な取組の達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、市町村や都道府県の高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するための保険者機能強化推進交付金が創設されました。

令和2年度においては、公的保険制度における介護予防の位置付けを高めるため、保険者機能強化推進交付金に加え、介護保険保険者努力支援交付金（社会保障の充実分）が創設され、介護予防・健康づくり等に資する取組が重点的に評価されることとなりました。

なお、当該交付金は、各市町村が行う自立支援・重度化防止の取組及び都道府県が行う市町村に対する取組の支援に対し、それぞれ評価指標の達成状況（評価指標の総合得点）に応じて国から交付されており、本市では、評価指標の項目に沿って進捗管理し、検証・改善等を行うことで評価及び保険者機能を高めるとともに本計画の推進に努めます。

【PDCAサイクルによる取組の強化】



出典：厚生労働省資料より

【保険者機能強化推進交付金の評価指標（令和2年度）】

令和2年度 評価指標	項目数	配点	平塚市 得点	県平均 点数
I PDCA サイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築	6	140	140	128.18
II 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進	52	1,195	704	661.03
(1) 介護支援専門員・介護サービス事業所等	5	80	58	41.30
(2) 地域包括支援センター・地域ケア会議	9	195	130	108.18
(3) 在宅医療・介護連携	6	90	90	80.01
(4) 認知症総合支援	6	175	145	126.37
(5) 介護予防／日常生活支援	17	450	143	191.95
(6) 生活支援体制の整備	4	85	58	50.81
(7) 要介護状態の維持・改善の状況等	5	120	80	62.43
III 介護保険運営の安定化に資する施策の推進	18	240	146	118.88
(1) 介護給付の適正化	9	120	62	58.36
(2) 介護人材の確保	9	120	84	60.51

【介護保険保険者努力支援交付金の評価指標（令和2年度）】

令和2年度 評価指標	項目数	配点	平塚市 得点	県平均 点数
I PDCA サイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築	1	40	40	40.00
II 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進	33	780	353	380.27
(1) 介護支援専門員・介護サービス事業所等	—	—	—	—
(2) 地域包括支援センター・地域ケア会議	6	115	50	52.87
(3) 在宅医療・介護連携	1	15	15	14.09
(4) 認知症総合支援	2	45	45	36.37
(5) 介護予防／日常生活支援	17	450	143	191.95
(6) 生活支援体制の整備	2	35	20	22.57
(7) 要介護状態の維持・改善の状況等	5	120	80	46.21
III 介護保険運営の安定化に資する施策の推進	5	50	20	18.48
(1) 介護給付の適正化	—	—	—	—
(2) 介護人材の確保	5	50	20	18.48

3 計画策定に当たっての検討経過

(1) 検討スケジュール

開催日	会議名	内容
令和2年7月16日	令和2年度第1回平塚市 地域包括支援センター運営協議会	平塚市高齢者福祉計画(介護保険 事業計画[第8期])に係るアンケ ート調査結果の概要、策定方針、 概要、スケジュールについて
令和2年7月29日	令和2年度第1回平塚市 介護保険運営協議会	
令和2年8月27日	令和2年度第1回平塚市 在宅医療介護連携推進協議会	
令和2年9月14日	令和2年度第1回平塚市 成年後見制度利用促進協議会	平塚市高齢者福祉計画(介護保険 事業計画[第8期])に係る策定方 針、概要、スケジュールについて
令和2年10月14日	令和2年度第2回平塚市 介護保険運営協議会	平塚市高齢者福祉計画(介護保険 事業計画[第8期])に係る基本理 念及び基本目標について
令和2年11月19日	令和2年度第2回平塚市 地域包括支援センター運営協議会	平塚市高齢者福祉計画(介護保険 事業計画[第8期])素案の概要、 計画策定に向けたパブリックコ メントの実施について
令和2年11月26日	令和2年度第2回平塚市 在宅医療介護連携推進協議会	
令和2年12月15日	令和2年度第3回平塚市 介護保険運営協議会	
令和3年2月17日	令和2年度第4回平塚市 介護保険運営協議会	平塚市高齢者福祉計画(介護保 険事業計画[第8期])素案に 対するパブリックコメントの結 果について
令和3年3月18日	令和2年度第3回平塚市 地域包括支援センター運営協議会	平塚市高齢者福祉計画(介護保 険事業計画[第8期]案及びパ ブリックコメントの結果につい て
令和3年3月25日	令和2年度第3回平塚市 在宅医療介護連携推進協議会	平塚市高齢者福祉計画(介護保険 事業計画[第8期]及びパブリッ クコメントの実施結果について
令和3年3月29日	令和2年度第2回平塚市 成年後見制度利用促進協議会	

(2) 平塚市介護運営協議会委員名簿

令和2年9月30日現在

所属団体等	氏名
一般社団法人平塚市医師会	会長 上野 善則
平塚市社会福祉協議会	副会長 山梨 昭三
第1号被保険者代表	関口 利恵子
第2号被保険者代表	松下 京子
平塚市老人クラブ連合会	松下 傳
西湘地域労働者福祉協議会	水野 尚之
ひらつか地域介護システム会議	大畑 直裕
	柳川 克美
	内田 俊彦
一般社団法人平塚市歯科医師会	小川 哲史
公益社団法人平塚中郡薬剤師会	齋藤 昌久
平塚市民生委員児童委員協議会	井上 勝博
大学教授等	船水 浩行

(敬称略)

(3) 平塚市地域包括支援センター運営協議会委員名簿

令和2年9月30日現在

所属団体等	氏名
一般社団法人平塚市歯科医師会	会長 今村 豊
平塚市民生委員児童委員協議会	副会長 井上 勝博
平塚市老人クラブ連合会	松下 傳
1号被保険者代表	岩本 幸江
2号被保険者代表	大田 幹司
	阿部 宏史
一般社団法人平塚市医師会	上野 善則
公益社団法人平塚中郡薬剤師会	小川 明男
平塚市自治会連絡協議会	石橋 政美
平塚市社会福祉協議会	平林 弘子
神奈川県平塚保健福祉事務所	富岡 順子
大学教授等	島本 さと子

(敬称略)

(4) 平塚市在宅医療介護連携推進協議会委員名簿

令和2年9月30日現在

所属団体等	氏名
一般社団法人平塚市医師会	会長 高山 秀明
平塚市社会福祉協議会	副会長 高橋 勇二
一般社団法人平塚市医師会	小宮山 学
一般社団法人平塚歯科医師会	小川 哲史
公益社団法人平塚中郡薬剤師会	三觜 太郎
ひらつか地域介護システム会議	原 靖子
	泉山 由美子
	小村 由美子
国家公務員共済組合連合会 平塚共済病院	山崎 啓一
社会福祉法人恩賜財団済生会支部 神奈川県済生会湘南平塚病院	吉井 文均
平塚市民病院	女屋 早苗
平塚市地域包括支援センターとよだ	高野 信一
平塚市地域包括支援センターひらつかにし	深堀 千晶
神奈川県平塚保健福祉事務所	富岡 順子
大学教授等	三橋 祐子

(敬称略)

(5) 平塚市成年後見制度利用促進協議会委員名簿

令和2年9月30日現在

所属団体等	氏名
神奈川県弁護士会	会長 町川 智康
公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート神奈川支部	副会長 浅沼 賢史
公益社団法人神奈川県社会福祉士会	田中 晃
一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター	鳥塚 邦明
東京地方税理士会 成年後見支援センター	村田 一秀
特定非営利活動法人NPO成年後見湘南	菊地 洋一
平塚市地域包括支援センターあさひきた	栗田 政宏
平塚市障がい者団体連合会	長橋 尚子
大学教授等	菅野 和恵

(敬称略)

4 高齢者よろず相談センター

令和2年9月30日現在

圏域名	担当地区	名称	住所	電話番号
圏域1	旭北	あさひきた	根坂間 218-7	30-3611
圏域2	旭南	あさひみなみ	高村 203 13-104	31-4932
圏域3	城島・岡崎	おおすみ	岡崎 6130	51-6433
圏域4	四之宮・八幡・真土	倉田会	東真土 4-4-31	53-1930
圏域5	中原・南原	ごてん	御殿 2-17-42	31-6957
圏域6	田村・横内・大神	サンレジデンス 湘南	田村 2-11-5	54-7009
圏域7	金田・豊田	とよだ	南豊田 85-1	36-2501
圏域8	金目・土沢	ひらつかにし	<金目窓口>北金目 2-36-14 <土沢窓口>土屋 2198-7	59-5544 73-5848
圏域9	なでしこ・花水	富士白苑	唐ヶ原 1	61-5050
圏域10	富士見	ふじみ	中里 11-17 S Sビル 1階	30-5010
圏域11	松が丘	まつがおか	東中原 2-2-59	35-4465
圏域12	港	みなと	夕陽ヶ丘 55-14	73-5422
圏域13	崇善・松原	ゆりのき	立野町 31-20	33-2334

5 市内の有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の設置状況

有料老人ホーム 入居定員総数 1,637 人

<有料老人ホーム>種類：介護付

令和2年9月30日現在

施設名	所在地	定員数
ミモザ平塚高浜台	高浜台 19-19	30
SOMPO ケア ラヴィーレ湘南平塚	西八幡 1-7-30	91
湘南ふれあいの園 平塚	袖ヶ浜 1-12	80
慶愛苑 平塚	東中原 2-1-5	59
ビータスホーム	御殿 4-1-33	48
サンガーデン湘南	中堂 18-4	60
SOMPO ケア ラヴィーレ湘南平塚式番館	西八幡 1-7-27	60
ミモザ湘南平塚	東真土 1-8-3	55
シニアフォレスト湘南平塚	東真土 2-5-10	50
悠悠みらい	入野 70	28
こころ平塚	四之宮 2-11-37	58
ニチイケアセンターさがみの国湘南	四之宮 4-20-37	55
介護付き有料老人ホーム エクセレント平塚	平塚 3-9-5	58
こころ平塚式番館	黒部丘 12-34	55
ココファンメゾン四之宮	四之宮 1-3-66	18
ココファンメゾン湘南平	万田 483-1	15
ひらつか悠生苑	徳延 4	40

＜有料老人ホーム＞種類：住宅型

令和2年9月30日現在

施設名	所在地	定員数
メディカルホームメディトピア真田	真田 2-6-27	35
有料老人ホームサニーライフ平塚御殿	御殿 1-32-32	115
ガーデンコート平塚	万田 98	48
福寿ひらつか田村	田村 6-15-24	30
アスカ	高根 16-1	21
住宅型有料老人ホームアスカⅡ	高根 15-3	12
リアン平塚東真土	東真土 1-10-61	23
ココファンメディカルタウン湘南四之宮	四之宮 1-3-57	49
ココファンメゾンあさひ	万田 974-1	15
ココファンメゾン四之宮Ⅱ	四之宮 1-3-66	27
ココファンメディカル平塚	老松町 16-13	26
住宅型有料老人ホームプルメリア	出縄 6-20	14
イリーゼ湘南ひらつか	東真土 4-11-45	58
ブルーリボン平塚	東中原 1-2-32	27
クローバーライフ平塚	東八幡 2-4-8	47
有料老人ホームハピネス菜の花の里	東真土 2-5-9	30
ファミリー・ホスピス四之宮ハウス	四之宮 2-23-19	37
有料老人ホームハピネスあんずの里	立野町 42-3	31
住宅型有料老人ホームオズドアー平塚	中堂 6-5	22
サンホーム湘南新町	新町 5-45	38
サンホーム湘南真土	東真土 3-1-10	38
住宅型有料老人ホーム優和	万田 509-21	18
住宅型有料老人ホームアスカ片岡	片岡 734-3	16

サービス付き高齢者向け住宅 総登録戸数 308 戸

＜サービス付き高齢者向け住宅＞

令和2年9月30日現在

施設名	所在地	登録戸数
ココファンリビング湘南こゆるぎ	万田 71	12
ココファンリビング湘南あさなぎ	四之宮 4-16-2	12
ココファンレジデンス平塚やさか	西八幡 2-17-31	43
れんげの郷山下	山下 492-4	19
ココファン湘南平塚	平塚 1-2-2	44
ミモザ湘南平塚ライラック苑	東真土 3-8-41	49
ココファン湘南平塚式番館	錦町 22-6	59
ふるさとホーム平塚	東真土 1-2-30	40
リビングケア唯の家 平塚大神壺番館	大神 1795-3	15
リビングケア唯の家 平塚大神式番館	大神 1795-3	15

6 高齢者福祉施策 関連事業

(1) 基本目標1「健康で生きがいに満ちた暮らし」

事業名	担当課	事業概要
多様な学習事業の推進	中央公民館	シニア学級等の公民館事業を通して、新しい時代に即応した生き方や現代的な課題、余暇の活用方法など多様な学習の機会を提供します。
多様な学習情報の提供	中央公民館 及び 文化・交流課	公民館だよりを通して、公民館事業や公民館利用団体の情報を幅広く提供します。 また、平塚市にゆかりのある人物や活動などを広く紹介する文化情報誌「たわわ」を年3回発行します。
文化事業の充実	社会教育課 及び 中央公民館	公民館まつりや公民館フェスティバル、平塚市文化祭、ひらつか市展を通して、文化・芸能・芸術作品の発表や交流の場を提供します。
出前図書館	中央図書館	施設等に入所中で来館が難しい方など、個人での図書館の利用が困難な方が入所・所属する団体の読書環境の充実を支援するサービスです。読書を通じ、学習機会の提供や脳活を推進します。
活動拠点の整備	協働推進課	コミュニティ活動の活性化を図るため、活動の拠点となる自治会館などの整備を支援します。
福祉会館、七国荘及び余熱利用施設の活用	福祉総務課	市内3か所に設置している福祉会館（福祉会館、南部福祉会館、西部福祉会館）、七国荘及び余熱利用施設は、高齢者や障がい者等の福祉の増進と生活の向上を図り、ふれあいの場を提供します。
平塚栗原ホームの活用	福祉総務課	平塚栗原ホームは、高齢者や障がい者等の福祉の増進と生活の向上並びに地域福祉の推進を図ります。

事業名	担当課	事業概要
健康増進事業	健康課	生活習慣病の発症や重症化を予防し、健康の保持増進を目的に「自分の健康は自分で守り、自分でつくる」という意識の普及啓発を推進し健康増進法に基づく健康増進事業を実施します。
予防接種事業	健康課	感染の拡大を防ぐため予防接種法に基づき実施します。
感染症予防事業	健康課	感染症法に定める健康診断や感染症に対する消毒業務等を保健福祉事務所と連携を取りながら実施します。
地域保健健康づくり事業	健康課	「自分の健康は自分で守り、自分でつくる」という認識のもとに、各人が栄養、運動、休養のバランスのとれた日常生活が送れるよう地域住民と共に健康づくりを推進するために実施します。

(2) 基本目標2 「住み慣れた地域で安心のある生活」

事業名	担当課	事業概要
民生委員への支援（情報提供及び研修の実施）	福祉総務課	地域住民の身近な相談相手、支援者である民生委員児童委員の活動を支援するため、定例会等を通じての情報提供や全体研修会を実施します。さらには平塚市民生委員児童委員協議会が実施する各種研修を支援します。
社会福祉協議会への支援	福祉総務課	地域福祉の推進のため、各種相談や地域福祉活動などを行なう社会福祉協議会を支援します。
行方不明者対策	危機管理課	自力で帰宅できない高齢者が行方不明になった場合に、平塚警察署と連携し、防災行政無線やほっとメールひらつかなどにより、市民からの情報提供を呼びかけます。
バリアフリー促進事業	交通政策課	バリアフリー法に基づく平塚市バリアフリー基本構想に掲げた特定事業及びその他の事業について、関連事業者とともにバリアフリー化を促進します。
県みんなのバリアフリー街づくり条例による公共的施設のバリアフリー化推進	福祉総務課	「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」に基づいて、不特定多数の人が利用する建築物や道路など公共的施設のバリアフリー化を推進します。

事業名	担当課	事業概要
交通安全教室等の開催	交通政策課	高齢者の交通事故を未然に防止するため、交通安全教室を開催し、交通安全教育を推進します。
交通安全の啓発	交通政策課	交通ルールの遵守やマナーの向上に向けた交通安全啓発活動を行い、高齢者の交通事故の防止を目指します。
木造住宅耐震化促進事業	建築指導課	旧耐震基準で建築された建築物（昭和56年5月末までに着工）の木造住宅の耐震診断や耐震補強設計、耐震補強工事を支援し、地震時における木造住宅の安全性の向上を図ります。
災害防止講演会	予防課	事業所の防火管理者等（福祉施設を含む）に対し、「災害防止講演会」を実施します。
防災知識の普及	災害対策課	高齢者等に対し、防災知識の普及に努め、防災意識の向上を図ります。
防犯対策各種事業	危機管理課	高齢者が安心して生活できるように、犯罪のない明るいまちづくりを目指して、各種防犯活動などを推進します。
高齢者を狙った特殊詐欺の被害防止	危機管理課	70歳以上の高齢者が、迷惑電話防止の機能がある機器を購入する場合の購入費を一部補助することで、特殊詐欺被害の防止を図ります。
市営住宅の整備	建築住宅課	高齢者の居住形態や生活形態の多様化に対応するため、住宅敷地内や住宅内部の段差解消、住宅設備の更新などにより、高齢者等が安全で快適に生活できるように住環境の整備に努めます。
買い物支援事業	高齢福祉課 商業観光課	市内の宅配可能な商店の情報をまとめた冊子を引き続き作成し、買い物に不便が生じている高齢者を支援します。 買い物に役立つ情報を掲載したマップを作成する商店会を支援します。
重層的支援体制整備事業	福祉等相談支援所 管課	地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制（相談支援（包括的相談支援、多機関協働、アウトリーチ等を通じた継続的支援）、参加支援事業、地域づくり事業を一体的に実施）を整備します（予定）。

(3) 基本目標3 いのちと権利を見守る地域社会

事業名	担当課	事業概要
こころと命のサポート事業	福祉総務課	平塚市民のこころと命を守る条例に基づき、高齢者が健康で生きがいをもって暮らすことができる社会の実現に向け、総合的な自殺対策を推進します。
消費生活相談	市民情報・相談課	消費者被害の迅速な救済と未然防止を目的に平塚市消費生活センターにおいて有資格者の消費生活相談員が相談に応じ、助言、あっせんを行います。
消費者被害未然防止講座の開催	市民情報・相談課	悪質商法への対応方法をはじめとした消費生活に関する知識や情報を提供し、消費者被害の未然防止及び消費者の自立のための啓発を行うと同時に、平塚市消費生活センターの周知を行います。

(4) 基本目標4 人に寄り添う介護サービス 該当なし

7 介護保険サービス説明 (サービス名と内容等説明)

サービス名	説明
訪問介護 (ホームヘルプサービス)	訪問介護は、居宅要介護者の居宅に介護福祉士やホームヘルパーが訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をを行うもの。
訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護	訪問入浴介護は、居宅要介護者の居宅に訪問入浴車などが訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行うもの。 介護予防訪問入浴介護は、居宅要支援者について、居宅に浴室がない場合や、感染症などの理由からその他の施設における浴室の利用が困難な場合に限定し、介護予防を目的に一定の期間にわたって居宅に訪問入浴車などが訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行うもの。
訪問看護、介護予防訪問看護	訪問看護は、居宅要介護者の居宅に看護師等が訪問し、療養上の世話、必要な診療の補助などを行うもの。 介護予防訪問看護は、居宅要支援者の居宅に看護師等が訪問し、介護予防を目的に一定の期間にわたって療養上の世話、必要な診療の補助などを行うもの。
訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション	訪問リハビリテーションは、居宅要介護者の居宅に理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が訪問し、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法、その他のリハビリテーションを行うもの。 介護予防訪問リハビリテーションは、居宅要支援者の居宅に理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が訪問し、介護予防を目的に一定の期間にわたって理学療法、作業療法、その他のリハビリテーションを行うもの。
居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	居宅療養管理指導は、居宅要介護者について、病院、診療所又は薬局の医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士等が居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行うもの。 介護予防居宅療養管理指導は、居宅要支援者について、介護予防を目的に病院、診療所又は薬局の医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士等が居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行うもの。
通所介護 (デイサービス)	通所介護は、居宅要介護者が老人デイサービスセンター等に通所し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練を日帰りで行うもの。
通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション (デイケア)	通所リハビリテーションは、居宅要介護者が介護老人保健施設や病院・診療所に通所し、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを日帰りで行うもの。 介護予防通所リハビリテーションは、居宅要支援者が介護老人保健施設や病院・診療所に通所し、介護予防を目的に一定の期間にわたって理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを日帰りで行うもの。

サービス名	説明
短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護（特別養護老人ホームなどのショートステイ）	<p>短期入所生活介護は、居宅要介護者が特別養護老人ホームや老人短期入所施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を行うもの。</p> <p>介護予防短期入所生活介護は、居宅要支援者が特別養護老人ホームや老人短期入所施設に短期間入所し、介護予防を目的に一定の期間にわたって入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援や機能訓練を行うもの。</p>
短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護（老人保健施設や医療機関などのショートステイ）	<p>短期入所療養介護は、居宅要介護者が介護老人保健施設や介護療養型医療施設に短期間入所し、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練その他必要な医療、日常生活上の世話を行うもの。</p> <p>介護予防短期入所療養介護は、居宅要支援者が介護老人保健施設や介護療養型医療施設に短期間入所し、介護予防を目的に一定の期間にわたって看護、医学的管理の下における介護、機能訓練その他必要な医療、日常生活上の支援を行うもの。</p>
福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与	<p>福祉用具貸与は、居宅要介護者について、福祉用具（要介護者等の日常生活の自立を助けるためのもの）の貸与を行うもの。</p> <p>介護予防福祉用具貸与は、居宅要支援者について、介護予防を目的に福祉用具の貸与を行うもの。</p> <p>具体的には、①車いすとその付属品、②特殊寝台とその付属品、③床ずれ防止用具、④体位変換器、⑤手すり（工事を伴わないもの）、⑥スロープ（工事を伴わないもの）、⑦歩行器、⑧歩行補助つえ、⑨認知症老人徘徊感知機器、⑩移動用リフト（つり具を除く。）、⑪自動排泄処理装置（要介護4以上の人を対象。）。</p> <p>要支援1・2及び要介護1の人には、車いすとその付属品、特殊寝台とその付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト（つり具を除く。）、自動排泄処理装置は、原則として保険給付の対象とはならない。</p>
特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売（福祉用具購入費の支給）	<p>特定福祉用具販売は、居宅要介護者について、福祉用具のうち入浴又は排せつの用に供するもの等を販売するもの。</p> <p>特定介護予防福祉用具販売は、居宅要支援者について、福祉用具のうち介護予防に資するものであって、入浴又は排せつの用に供するもの等を販売するもの。</p> <p>具体的には、①腰掛け便座、②入浴補助用具、③自動排泄処理装置の交換部品、④簡易浴槽、⑤移動用リフトのつり具。</p>
住宅改修費、介護予防住宅改修費の支給	<p>廊下や階段に手すりを取り付けるといった、工事を伴う軽易な改修が対象となる。</p> <p>具体的には、①廊下や階段、浴室やトイレなどの手すりの取付け、②段差の解消、③滑りの防止、移動の円滑化等のための床材の変更、④引き戸などへの扉の取替え、⑤和式便器から洋式便器への取替え、⑥上記①から⑤までのために必要な工事。</p>

サービス名	説明
居宅介護支援、介護予防支援	<p>居宅介護支援、介護予防支援は、居宅要介護者や居宅要支援者が居宅サービス、地域密着型サービス、その他の居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービス等の適切な利用等ができるよう、居宅要介護者等の依頼を受けて、心身の状況、置かれている環境、居宅要介護者及び家族の希望等を考慮し、利用する居宅サービスの種類及び内容を記した居宅サービス計画等を作成するとともに、居宅サービス等の提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者等との連絡調整、その他の便宜の提供を行うもの。</p> <p>また、居宅要介護者が介護保険施設等への入所を要する場合にあっては、介護保険施設等への紹介、その他の便宜の提供を行う。</p> <p>居宅介護支援は指定居宅介護支援事業者が、また、介護予防支援は地域包括支援センターが主として携わる。</p>
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	<p>居宅要介護者が定期的な巡回訪問や随時通報により、介護福祉士などから居宅において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や、看護師などにより行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を受けるもの。</p>
夜間対応型訪問介護	<p>居宅要介護者が24時間安心して在宅生活を送れるよう、夜間の定期的な巡回訪問や通報システムにより、居宅に介護福祉士やホームヘルパーが訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をを行うもの。</p>
地域密着型通所介護	<p>居宅要介護者が定員18人以下の小規模な老人デイサービスセンターに通所し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練を日帰りで行うもの。</p>
認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護	<p>認知症対応型通所介護は、居宅要介護者であって認知症の状態にある人が、老人デイサービスセンターに通所し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練を日帰りで行うもの。</p> <p>介護予防認知症対応型通所介護は、居宅要支援者であって認知症である人が、老人デイサービスセンターに通所し、介護予防を目的に一定の期間にわたって入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練を日帰りで行うもの。</p>
小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護	<p>小規模多機能型居宅介護は、小規模な拠点において、通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問系のサービスや、泊まりのサービスを組み合わせる多機能なサービスを提供するもの。</p> <p>介護予防小規模多機能型居宅介護は、小規模な拠点において、介護予防を目的に、一定の期間にわたり、通所を中心に、利用者の選択に応じて、訪問系のサービスや泊まりのサービスを組み合わせる多機能なサービスを提供するもの。</p>
看護小規模多機能型居宅介護	<p>訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せにより、一体的に提供される効果的かつ効率的なサービス。</p>

サービス名	説明
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常時介護が必要で居宅での生活が困難な要介護者（原則要介護3以上）が入所し、施設サービス計画に基づいて入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行う。
介護老人保健施設	状態が安定している要介護者について、在宅復帰できるよう、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練、その他必要な医療、日常生活上の世話を行う。
介護療養型医療施設 (療養病床等)	急性期の治療後、長期の療養を必要とする要介護者のための医療施設で、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練、その他必要な医療を行う。なお、2024（令和6）年3月で廃止されることとなっている。
介護医療院	長期の療養を必要とする要介護者のために介護療養型医療施設に代わって新たに創設された。施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行う。（介護保険法第8条第29項参照）
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	特別養護老人ホームのうち入所定員が29人以下の小規模な施設に入所する要介護者について、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う。
認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	<p>認知症対応型共同生活介護は、要介護者で認知症の状態にある人が、共同生活を営むべき住居で、スタッフの介護を受けながら入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練を行うもの。</p> <p>介護予防認知症対応型共同生活介護は、要支援2で認知症の状態にある人が、共同生活を営むべき住居で、スタッフの介護を受けながら、介護予防を目的に入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練を行うもの。</p>
特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護	<p>特定施設入居者生活介護は、有料老人ホームやケアハウスに入居している要介護者について、特定施設が提供するサービスの内容や担当者等を定めた計画に基づく入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行うもの。</p> <p>介護予防特定施設入居者生活介護は、有料老人ホームやケアハウス（介護専用型特定施設を除く。）に入居している要支援者について、介護予防を目的に特定施設が提供するサービスの内容や担当者等を定めた計画に基づく入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練、療養上の世話を行うもの。</p>
地域密着型特定施設入居者生活介護	入居定員が29人以下の小規模な介護専用型特定施設に入居する要介護者について、地域密着型特定施設が提供するサービスの内容や担当者等を定めた計画に基づく入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行う。

8 用語解説

あ行

ICT

「Information and Communication Technology」の略。情報通信技術。通信技術を使って人とインターネット、人と人がつながる技術のこと。

AI

「Artificial Intelligence」の略。大量の知識データに対して、高度な推論を的確に行うことを目指したもの。

SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービスのこと。インターネットを利用した社会的ネットワークやコミュニティを構築できるサービスやシステムを指す。

NPO

NPOとは「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。平成10年（1998年）12月に施行された特定非営利法人活動促進法により、法人格の取得が可能となった。

か行

介護給付

要介護認定を受けた被保険者（要介護者）に対する保険給付。①居宅サービスの利用（居宅介護サービス費・特例居宅介護サービス費）、②地域密着型サービスの利用（地域密着型介護サービス費・特例地域密着型介護サービス費）、③特定福祉用具の購入（居宅介護福祉用具購入費）、④住宅改修（居宅介護住宅改修費）、⑤居宅介護支援の利用（居宅介護サービス計画費・特例居宅介護

サービス計画費）、⑥施設サービスの利用（施設介護サービス費・特例施設介護サービス費）、⑦自己負担が高額な場合（高額介護サービス費・高額医療合算介護サービス費）、⑧低所得者の食費、居住費にかかる自己負担に対する補足給付（特定入所者介護サービス費・特例特定入所者介護サービス費）の保険給付が行われる。

介護支援専門員（ケアマネジャー）

介護保険制度で、要介護者又は要支援者からの相談に応じ、要介護者等がその心身の状況等に応じて適切なサービスを利用できるよう、市町村、サービス事業者などとの連携調整を行う者で、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門知識及び技術を有するものとして介護支援専門員証の交付を受けた者をいう。

介護認定審査会

被保険者が要介護者等に該当するか審査、判定するために市町村が設置する。審査会の委員は市町村長から任命され、任期は2年間。保健、医療、福祉の5人程度の学識経験者で構成される。

介護保険施設

介護保険制度での介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院のこと。介護保険施設となるには、都道府県知事の指定又は開設許可を受けられる基準を満たしていることが要件となる。なお、これらの施設サービスは要介護1以上が対象で、要支援1、2では利用できない。

（介護老人福祉施設は原則要介護3以上）

介護予防支援

在宅で要支援者が介護予防サービスなどを適切に利用できるように支援（ケアマネジメント）すること。地域包括支援センターの職員が、介護予

防サービスの種類・内容、担当者などを記載した介護予防サービス計画（ケアプラン）作成をはじめ、サービス提供がスムーズに実施されるようサービス提供事業者等との連絡・調整などを行う。

介護離職

家族などの介護を理由に会社を辞めること。親や配偶者を在宅介護するため、退職や転職を迫られる中高年が増える傾向にある。

基本チェックリスト

要介護状態等となるおそれの高い状態にある高齢者を把握するツールとして厚生労働省が示した 25 項目からなる質問票。介護保険制度改正に伴い、総合事業のうち介護予防・生活支援サービス事業の対象者であることを判定するツールとしての位置付けに変更される。

協議体

市町村を主体とし、各地域における生活支援コーディネーターと生活支援・介護予防サービスの提供主体等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化の場として中核をなすネットワークのこと。

ケアプラン

介護サービス計画。要介護者及び要支援者に対し、利用するサービスの内容や種類を定める計画。サービスの種類、内容、担当者、本人の健康上・生活上の問題点、解決すべき課題、サービスの目標及びその達成時期が定められる。状況に応じて居宅サービス計画、施設サービス計画等が作成され、それに基づいてサービスが提供される。

権利擁護

自己判断が困難な、寝たきりや認知症の高齢者等の代わりに、代理人が権利を表明すること。

高齢者虐待

高齢者の基本的人権を侵害・蹂躪し、心や身体に傷を負わせるようなもので、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、介護や世話の放棄（ネグレクト）、経済的虐待などがある。

高齢化率

総人口に占める 65 歳以上人口の割合。

高齢者よろず相談センター（地域包括支援センター）

平成 17 年（2005 年）の介護保険法改正により、新たに地域の高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために必要な援助を行うことを目的として設けられた機関。主な業務は、包括的支援事業、指定介護予防支援及び要介護状態等になるおそれのある高齢者の把握などで、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職を各 1 名必ず配置することとされており、これらの専門職が共同で業務にあたる。高齢者よろず相談センターは地域包括支援センターの本市での愛称。

コミュニティ

居住地域を同じくする共同体のこと。通常、地域社会と訳される。生産、風俗、習慣等に結びつきがあり、共通の価値観を所有している点の特徴。

さ行

サービス付き高齢者向け住宅

高齢者単身・夫婦世帯が安心して暮らせる賃貸等の住まい。この場合のサービスとは、必須である安否確認と生活相談を指す。介護・医療・生活支援サービスが併設される場合もある。「高齢者住まい法」の改正により、平成 23 年（2011 年）10 月より登録が始まった。一定条件を整えれば特定施設入居者生活介護等を行うこともできる。

社会資源

福祉ニーズを充足するために活用される施設・機関、個人・集団、資金、法、知識、技能等の総称。

終末期

1. 複数の医師が客観的な情報を基に、治療により病気の回復が期待できないと判断すること
 2. 患者が意識や判断力を失った場合を除き、患者・家族・医師・看護師等の関係者が納得すること
 3. 患者・家族・医師・看護師等の関係者が死を予測し対応を考えること
- の3つの条件を満たす場合をいう。

就労的活動支援コーディネーター

令和2年度から地域支援事業の一環として実施。
(就労的活動の普及促進策)利用者に就労的活動を提供したいと考える介護事業所やNPO法人等と、これら就労的活動ができる場所とをマッチングする人材をいう。

身体拘束

介護サービス等の利用者の行動を制限する行為で、車いすやベッドに縛るなどして固定する、特別な衣服によって動作を制限する、過剰に薬剤を投与し行動を抑制する、鍵付きの部屋に閉じこめるなどが該当する。身体拘束は利用者に対して身体的・精神的・社会的な弊害をもたらすことが多いことから、介護保険制度では身体拘束ゼロ作戦として、その廃止に向けた取組みが行われている。

生活支援コーディネーターチーム

総合事業で、支え合いの体制づくりのための地域資源開発やネットワーク構築を担う人の集まり。

生活習慣病

食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群を指し、肥満、高脂血症(家族性のものを除く。)、高血圧症などの疾患が含まれるとされている。

成年後見制度

認知症、知的又は精神障がい等の理由で判断能力の不十分な方々を保護し、支援する制度。大別して法定後見と任意後見の2制度がある。法定後見は「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれ、判断能力の程度など本人の事情に応じて制度を選べるようになっている。任意後見は、本人が十分な判断能力があるうちに、将来判断能力が不十分な状態になった場合に備え、あらかじめ自らが選んだ代理人(任意後見人)に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約を結んでおくというもの。

た行

団塊(の)世代

日本において、第一次ベビーブームが起きた時期に生まれた世代を指す。1947(昭和22)～1949(昭和24)年生まれ。

団塊ジュニア世代

1971(昭和46)～1974(昭和49)年生まれ。

地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をいう。

地域ケア会議

高齢者個人への支援と、それを支える社会基盤の整備を同時に進める地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。個別課題の分析の積み重ねから地域共通の課題を抽出し、解決に必要な資源開発や地域づくり、計画への反映などにつなげていく。

地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）、包括的支援事業、任意事業）

介護保険制度で、被保険者の要介護・要支援状態を予防し、またそうなった場合でも、可能な限り地域で自立した日常生活を営めるよう支援するために市町村が行う事業。①被保険者の介護予防、要介護状態等の軽減と悪化の防止、地域における自立した日常生活への支援を総合的かつ一体的に行う「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」、②「介護予防ケアマネジメント」、「総合相談・支援」、「権利擁護」、「包括的・継続的ケアマネジメント」の4事業を地域において一体的に実施する「包括的支援事業」、③介護給付の適正実施の検証、家族介護の支援など地域の実情に応じ必要な支援を行う「任意事業」からなる。

地域福祉計画

社会福祉法に規定される市区町村及び都道府県における地域福祉推進のための計画。理念として、①住民参加の必要性、②共に生きる社会づくり、③男女共同参画、④福祉文化の創造に留意することが重要である、とされている。

社会福祉法一部改正（平成30年4月1日施行）に伴い示された、策定ガイドラインにより、①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項、②地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項、③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項、④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項、⑤包括的な支援体制の整備に関する事項（法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合）の5項目を一体的に定める計画と規定されている。

な行

日常生活自立支援事業

社会福祉法第81条の規定に基づき、都道府県社

会福祉協議会が行う福祉サービス利用援助、事業従事者の資質の向上並びに福祉サービス利用援助に関する普及・啓発を行う事業をいう。

認知症

一度獲得された正常発達した知能が、後天的原因により障がいを受け、不可逆的に低下すること。脳血管性、アルツハイマー型、レビー小体型などの種類がある。見当識障がいや、記憶力、判断力、理解力の低下などがみられる。

認知症カフェ

認知症の方やその家族が、地域の方や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場のこと。

認知症ケアパス

認知症を発症したときから生活機能障害が進行するなかで、その人の状態に合わせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けられるのか、標準的なサービス提供の流れを示すもの。

認知症サポーター

認知症について正しい知識をもち、認知症の方や家族を応援し、だれもが暮らしやすい地域をつかっていくボランティアのこと。「認知症サポーター養成講座」を受講した者をいう。

認知症地域支援推進員

医療機関などの関係機関の連携を図るための支援や認知症の方やその家族を支援する相談業務等を行う者をいう。①認知症の医療や介護の専門的知識及び経験を有する医師、保健師、看護師、作業療法士、歯科衛生士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士又は②①以外で認知症の医療や介護の専門的知識及び経験を有すると市町村が認めた者のどちらかの要件を満たす必要がある。

は行

8050問題

「はちまる・ごうまる」問題。80歳代の親と50歳代の子どもの組み合わせによる生活問題。

パブリックコメント

市民など公衆の意見。特に「パブリックコメント 手続」における意見公募に対し寄せられたもの。行政が政策、制度等を決定する際、公衆（国民、市町村民など）の意見を聞き、それを考慮しながら最終決定を行う仕組みのこと。日本では、手続そのものを指す言葉としても使われる。

避難行動要支援者

迅速な行動によって災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動に対し、支援を要する人々をいう。高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦等があげられる。

フレイル

「加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能が障害され、心身の脆弱性が出現した状態であるが、一方で適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態像」とされており、健康な状態と日常生活でサポートが必要な介護状態の中間を意味するもの。

や行

友愛訪問

老人クラブを中心にチームを編成、在宅で寝たきりや虚弱でひとり暮らしの高齢者を訪問し、日常生活の手助けや話し相手等、高齢者の孤独感を解消、安心して日常生活が送れるよう支援する活動。

有料老人ホーム

老人を入居させ、入浴、排せつ、食事の介護・提供、その他の日常生活上必要な便宜の供与をする

事業を行う施設で、老人福祉施設でないもの。

要介護（要支援）認定

被保険者が介護保険の給付を受けるために要介護者として、また該当する要介護状態の区分について市町村の認定を受けること。

予防給付

介護保険で要支援認定を受けた被保険者に対する給付。状態の維持・改善に重点を置く。このため、介護給付と異なり、施設サービスは対象とならない。具体的には、①介護予防サービス（介護予防サービス費・特例介護予防サービス費）、②地域密着型介護予防サービス（地域密着型介護予防サービス費・特例地域密着型介護予防サービス費）、③特定介護予防福祉用具の購入（介護予防福祉用具購入費）、④住宅改修（介護予防住宅改修費）、⑤介護予防支援（介護予防サービス計画費・特例介護予防サービス計画費）、⑥自己負担が高額な場合（高額介護予防サービス費・高額医療合算介護予防サービス費）、⑦低所得者の食費、滞在費に係る自己負担に対する補足給付（特定入所者介護予防サービス費・特例特定入所者介護予防サービス費）について給付が行われる。

ら行

リハビリテーション

障がい者が身体的、心理的、社会的、職業的、経済的に最適な能力を発揮できる状態にする技術体系の総称。リハビリと略されることも多い。

(用語解説の作成に当たり参考にした書籍等)
岩波書店 『広辞苑第五版』
講談社 『実用介護辞典』
医学評論社 『イラストでみる介護福祉用語辞典第三版』
中央法規出版 『介護福祉用語辞典』
厚生労働省
『全国介護保険・老人保健事業担当課長会議資料』

ほか

平塚市高齢者福祉計画（介護保険事業計画〔第8期〕）
令和3年度～令和5年度
（2021年度） （2023年度）

令和3年（2021年）3月発行

編集・発行

〒254-8686

神奈川県平塚市浅間町9番1号

TEL 0463-23-1111（代表）

平塚市福祉部高齢福祉課

FAX 0463-21-9742

ホームページ

<http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/fukushi/korei.html>

E-mail: kourei@city.hiratsuka.kanagawa.jp

平塚市福祉部地域包括ケア推進課

FAX 0463-21-9742

ホームページ

http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/fukushi/page44_00001.html

E-mail: keasui@city.hiratsuka.kanagawa.jp

平塚市福祉部介護保険課

FAX 0463-21-9742

ホームページ

<http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/nenkin/kaigo.html>

E-mail: kaigo@city.hiratsuka.kanagawa.jp